

# 新年度事業計画・予算書など承認

## —第76回定期総会—

### 公益法人制度改革に向けた調査研究など実施



会場：JAおきなわ宜野湾支店会館

●基本方針●  
 貸付料増額問題については、前年度は厳しい状況の中、総額約八九一億円の予算措置、率にして一%増にとどまった。

このような低率アップについて、政府は県内地価の下落傾向、緊縮財政の影響等を挙げている。

一方、土地連はこれまで、基地の歴史的経緯及び日米安保条約は関係地主の土地提供により機能していることを考慮すべきであり、一概に地価下落等

をもつて決定することは当を得ていないと主張してきた。しかしながら、この主張は未だ政府の理解を得るまでには至っていない。このような状況下において、平成二十年賃貸料の獲得に向けた対策をどう講ずるべきか、十分に検討し、対応していくこととする。

沖縄振興特別措置法による給付金支給期間問題については、キャンプ桑江北側地域の特定跡地給付金の支給期間を「使用収益が得られるまでの期

間」として訴えてきたが、一年六カ月に定められた。そのことを踏まえつつ、特に、平成十八年度には瀬名波通信施設、読谷補助飛行場、楚辺通信所が全面返還され、更には米軍再編に伴う大規模な返還が予定されていることから、返還によつて関係地主が不利益を被らないよう、共通する問題が生じた場合は、地主会と連携し解決にあたっていくこととする。

固定資産税問題については、軍用地等が特殊な事情下におかれている土地であり、そのことを斟酌すべきであるとして、従前のような緩やかな負担となる特例措置を訴えてきたが、「法制度に基づく措置であり、見直しについては難しい」という厳しい内容となった。

しかしながら、関係地主の負担軽減を求めていく必要があり、今後も粘り

強く訴えていくこととする。

土地連においては、平成二十年に施行される「公益法人制度改革関連三法」に基づく新制度への移行問題のほか、平成二十四年三月に失効する「沖縄振興特別措置法」問題、更に同年五月には「賃貸借契約期限切れに伴う契約更新」問題が同時期に集中することになり、今後の大きな課題として取り組み、対応していくこととする。

以上の基本方針を踏まえ、平成十九年度において次に掲げる事業を計画し、推進していくこととする。

- 事業計画●
- 一、要請行動について
  - (一)平成二十年賃貸料増額要請行動
  - (二)給付金の適正な支給期間に向けた要請行動
  - (三)位置境界未確定問題の解決要請行動
  - (四)事務委託費の増額要請行動
  - (五)固定資産税の負担軽減に向けた要請行動
  - (六)米軍再編に伴う問題等解決要請行動
  - (七)その他駐留軍用地に係る諸問題解決促進要請行動
- 二、委員会設置及び活動について
  - (一)平成二十四年の契約更新に向けた委員会の設置及び活動
  - (二)その他諸事業に係る委員会設置及び活動
- 三、現行事業の充実及び強化について
  - (一)委任に伴う賃貸料受領事業の充実強化
  - (二)共済融資あっせん事業の充実強化
  - (三)財産管理土地(所有者居所不明土地)に関する所有者の確認調査及び管理の充実強化
- 四、土地連会館建設事業について
  - (一)会館建設事業の推進
  - (二)会館建設跡地の跡地利用促進に向けた助成事業
- 五、助成事業について
  - (一)返還跡地の跡地利用促進に向けた助成事業
- 六、広報活動事業について
  - (一)土地連会報の発行による広報活動
  - (二)インターネットによる広報活動
- 七、その他活動
  - (一)会員の意思統一と団結による組織の充実強化
  - (二)公益法人としての社会的活動
  - (三)パイオフに対応した資金管理の充実強化
  - (四)公益法人の適切な運営及び公益法人制度改革関連三法に関する調査研究
  - (五)諸事業に係る関係資料の収集活動



発行所  
 沖縄県軍用地等  
 地主会連合会  
 那覇市久米2丁目7の3  
 発行人 島袋輝夫  
 電話 (098)868-6270  
 F A X (098)863-0047

●新理事・監事を選任●

理事及び監事の欠員に伴う後任人事で、第七十六回定期総会において次の両氏が選任されました。任期はいずれも平成二十年三月三十一日までです。

理事 浜比嘉 勇

監事 眞喜志康明

科目	一般会計	共済事業	居所不明土地管理特別会計	会館建設	内部取引消去	合計
1. 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入	166,299	8,342	2,523	2,453	△ 3,731	175,886
2. 事業活動支出	165,543	8,054	3,322	2,452	△ 3,731	165,543
事業活動収支差額	10,853	288	△ 799	1	0	10,343
2. 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入	19,005	29,000	35,515	0	0	83,520
2. 投資活動支出	△ 19,000	△ 2	0	△ 1	0	△ 19,003
投資活動収支差額	△ 19,000	△ 2	0	△ 1	0	△ 19,003
III. 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入	50,000	0	0	0	0	50,000
2. 財務活動支出	50,000	0	0	0	0	50,000
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0
IV. その他						
予備費支出	5,853	1,286	201			7,340
当期収支差額	△ 14,000	△ 1,000	△ 1,000	0	0	△ 16,000
前期繰越収支差額	14,000	1,000	1,000	0	0	16,000
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0

科目	一般会計	共済事業	居所不明土地管理特別会計	会館建設	内部取引消去	合計
1. 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入	142,778	1	23,488	1	1,953	142,778
2. 事業活動支出	142,778	1	23,488	1	1,953	142,778
事業活動収支差額	0	0	0	0	0	0
2. 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入	19,005	29,000	35,515	0	0	83,520
2. 投資活動支出	△ 19,000	△ 2	0	△ 1	0	△ 19,003
投資活動収支差額	△ 19,000	△ 2	0	△ 1	0	△ 19,003
III. 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入	50,000	0	0	0	0	50,000
2. 財務活動支出	50,000	0	0	0	0	50,000
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0
IV. その他						
予備費支出	5,853	1,286	201			7,340
当期収支差額	△ 14,000	△ 1,000	△ 1,000	0	0	△ 16,000
前期繰越収支差額	14,000	1,000	1,000	0	0	16,000
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0



# 会長あいさつ

この一年間、山積する軍用地問題の解決に向けて奔走して参りましたが、政府の厚い壁は如何ともし難く実現を見るには至りませんでした。その幾つかをご報告申し上げ、また、気持ちを新たにしてお取り組んでいきたいと考えております。

平成十九年度の賃貸料につきましては、平成十八年五月の定期総会において対前年度比二・五%増の決議をいただき、対

政府交渉を重ねてまいりましたが、政府の「県内地価は下落状況にある、政府予算は厳しい」という主張を押し返すことが

できず、一・〇%増の措置にとどまりました。政府予算がなべて減額措置

されている中、何とか一・〇%増は確保したものの、会員の期待に沿うことが

できず遺憾に思っております。

固定資産税問題につきましては、平成十八年度において地方税法改正、

評価基準の見直しがあつて、地主会員の皆様方には大きな負担増となりま

した。これは、法改正によつて負担水準の下限が二〇%に引き上げられたこと、課税評価額の基準が従来の賃貸料から鑑定評価に見直されたことが大きな要因となつております。政府に対して、我々

の土地は戦後から今日に至るまで引き続き米軍によつて使用されている土地であること、また、一般の土地とは異なり資本投下もできない特殊な事情下にあることを一貫して訴え、特例として緩やかな課税措置を要請して

まいりましたが、政府は、税法に基づく課税であり、全国的に統一された負担であるとして、負担軽減には至つておりません。

位置境界未確定地域問題については、現在、四施設四市町、七小字にまたがっておりますが、一部地主からの協力が得られないために土地境界確定のための認証申請が保留され、登記に至っておりません。これらの地域では、相続など所有権の移転による分筆登記ができません。このことは地主が不利益を被つておることから、根拠法となつて

いる地籍明確化法の見直しを訴えておりますが、非常に厳しく解決に至らないのが現状であります。米軍再編問題については、平成十八年五月の最終報告で嘉手納飛行場以南の六施設を全面及び一部返還に向けて日米政府間で検討するということ

が「再編実施のための日米のロードマップ」で示されました。平成十九年三月までに返還計画が出

されることになっておりますが、その計画はまだ示されておりません。五月以降にはこれが明らかにされるということでありますので、その内容を踏まえた上で地主補償問題などに取り組んでいきたい。

特定跡地給付金問題については、去る平成十五年三月に返還され、翌年の九月に土地の引渡しを受けたキャンパス桑江北側部分の支給期間が、「一年六ヵ月」で定められたこと

から、地主会員の要望にもとづき、支給期間の延長を訴えてまいりました。地主への土地の引渡し後も油臭土壌の検出不発弾の発見などが相次ぎ、区画整理事業の工事

も度々中断させられるという状況が今なお続いております。このことは政府による原状回復措置が不十分であったからであり、当然の措置として「当該地域の特定跡地給付金の支給期間については、当該地域が使用かつ収益が得られるまでの期間」を訴えてまいりました。

要望実現には厳しいものがありますが、SACO 事業あるいは米軍再編による基地返還が今後実施されてまいりますことから、全体的な問題として更に訴えていきたい。

土地連におきましては

以上の問題を今後も大きな課題として引き続き取り組みたいと考えております。その一点目に平成二十四年に失効する「沖繩振興特別措置法」があり、基地返還後の地主補償のひとつに「給付金」「大規模(又は特定)跡地給付金」の支給がありますが、その支給はこの法律が根拠となつており

ます。このことから、県とも連携を取りながら引き続き給付金が支給されるように取り組んでいきたい。

二点目は「賃貸借契約期限切れに伴う契約更新問題」があります。ほとんどの地主が平成四年に原契約を締結しておりますが、民法六百四条により平成二十四年には二十年の期間が切れることになり

ます。このことから、改めて原契約を締結することになるかと思われま

す。したがって、契約更新時には有利な条件を引き出せないものか、これらその対策を考えていきたい。

三点目は組織の存続の問題であります。土地連は民法第三十四条により法人格を有しております。ところが、平成二十年には「公益法人制度改革関連三法」が施行されると同時に、法人格を有している団体は社団法人

であれ財団法人であれ、その根拠を失うことにな

ります。同法の施行後は、五年の移行期間というのがあります。その期間内に公益社団法人か一般社団法人のいずれかに移行しなければ、法律によつて現在の法人は解散となります。したがって、土地連が今後米軍の財産権保護に向けた活動をしていくためには、新しい法律による法人に移行しなければなりません。

取り組まなければならぬ課題は山積しておりますが、地主会員皆様方のご理解とご協力を賜りまして、役員一丸となつて問題解決に当たつて参りたいと考えております。

地主からの契約を滞りなく取り付けるためには、遅くとも三年前から「土地建物等賃貸借契約予約締結同意書」の取り付け作業を進めていく準備期間が必要になります。つまり、平成二十一年ごろからその作業に入らなければ、安条条約及び地位協定の履行に支障をきたすことになるからです。

一方、契約当事者である地主会(会長)は、二十年に一度の契約締結となります。政府との交渉においてはこの機会を最大限に生かさなければなりません。地主への返還期日問題、土地返還

一步として、現在締結してあります「土地建物等賃貸借契約書」の検討に入つていきます。平成十九年度は更に一歩進めて、契約書のほか、いろいろな角度から問題点を検討し、一つひとつ拾い上げていくことにしています。そのための調査検討委員会の設置も計画しています。土地連におけるこれらの作業及び交渉は、原契約が切れる平成二十四年まで継続していくこととなりますが、少なくとも「予約締結依頼書」が動き出す平成二十一年までには会員にも示せるような形をつくつていきたいと考えています。

最終的には、要求方針などを政府に提示していきますが、「財政は厳しい」「県内地価は下落状態が続いている」などを理由に、低率アップ状態が続いている厳しい中で、どれだけ引き出すことができるのか。いづれにしても、原契約の期限切れによる再契約に向けて、政府との長い交渉がこれから始まります。

沖繩における政府・那覇防衛施設局との契約期限は、民法第六百四条にもとづいて最長二十年と定められており、昭和四十七年(一九七二年)が第一回目、平成四年(一九九二年)が第二回目、そして平成二十四年(二〇一二年)は第三回目の原契約締結となります。

【四月】

- 一日 理事会開催(一回)。互選の結果、会長に喜友名朝昭(再任)、副会長に仲間昌信(再任)我那覇祥義(再任)を選任
- 一日 監事会開催。互選の結果、代表監事に長嶺善勇(再任)を選任
- 七日 普天間飛行場のキャンパス・シユワブ沿岸部への移設案問題で、額賀防衛庁長官と島袋名護市長の会談で滑走路をV字型に二本建設することを合意
- 一九日 正副会長、就任挨拶のため上京(二〇日)
- 二四日 理事会開催(二回)
- 二五日 会館建設調査検討委員会開催(十四回)

【五月】

- 一日 日米安全保障協議委員会での在日米軍再編最終報告を承認、「再編実施のための日米のロードマップ」の中で嘉手納飛行場以南六施設の全面又は一部返還が検討されることとなる
- 一日 理事会開催(三回)
- 一日 在沖米軍再編に関する政府案について防衛庁長官と県知事で「確認書」取り交わす
- 一八日 決算監査(一九日)
- 二三日 理事会開催(四回)
- 二五日 会館建設調査検討委員会開催(十五回)、会長に中間報告を行なう
- 二九日 第七五回定期総会開催
- 三〇日 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」閣議決定

【六月】

- 五日 県企画部市町村課長と固定資産税について意見交換
- 二日 理事会開催(五回)
- 二日 那覇防衛施設局長に平成十九年度賃貸料予算増額措置要請(全役員)
- 二八日 那覇防衛施設局長に固定資産税について要請
- 三〇日 大阪航空局那覇空港事務所空港長に平成十九年度賃貸料増額措置要請
- 三〇日 会館建設調査検討委員会開催(十六回)

【七月】

- 一日 理事会開催(六回)
- 一日 那覇防衛施設局長に平成十九年度賃貸料予算増額措置要請(全役員)
- 二八日 那覇防衛施設局長に固定資産税について要請
- 三〇日 大阪航空局那覇空港事務所空港長に平成十九年度賃貸料増額措置要請
- 三〇日 会館建設調査検討委員会開催(十七回)

## 原契約の更新五年後に迫る

関係二十四地主会の会長が地主から委任により受けている賃貸料は、平成十七年度において約七〇〇億円(市町村有地、那覇空港用地、読谷返還三施設除く、以下同じ)、率にして全賃貸料の約八〇%。委任面積は約七、〇〇〇畝で全面積の約二九%、委任地主数は約三万六千人で全地主数の約九六%を占めています。これらの規模のうち、約九一%の地主、約九五%の面積が平成二十四年五月十四日で二十年の契約期間が終了します。したがって、政府がこの土地を今後も引き続き必要とするならば、また、地主からの契約を滞りなく取り付けるためには、遅くとも三年前から「土地建物等賃貸借契約予約締結同意書」の取り付け作業を進めていく準備期間が必要になります。つまり、平成二十一年ごろからその作業に入らなければ、安条条約及び地位協定の履行に支障をきたすことになるからです。

一方、契約当事者である地主会(会長)は、二十年に一度の契約締結となります。政府との交渉においてはこの機会を最大限に生かさなければなりません。地主への返還期日問題、土地返還

一步として、現在締結してあります「土地建物等賃貸借契約書」の検討に入つていきます。平成十九年度は更に一歩進めて、契約書のほか、いろいろな角度から問題点を検討し、一つひとつ拾い上げていくことにしています。そのための調査検討委員会の設置も計画しています。土地連におけるこれらの作業及び交渉は、原契約が切れる平成二十四年まで継続していくこととなりますが、少なくとも「予約締結依頼書」が動き出す平成二十一年までには会員にも示せるような形をつくつていきたいと考えています。

最終的には、要求方針などを政府に提示していきますが、「財政は厳しい」「県内地価は下落状態が続いている」などを理由に、低率アップ状態が続いている厳しい中で、どれだけ引き出すことができるのか。いづれにしても、原契約の期限切れによる再契約に向けて、政府との長い交渉がこれから始まります。

沖繩における政府・那覇防衛施設局との契約期限は、民法第六百四条にもとづいて最長二十年と定められており、昭和四十七年(一九七二年)が第一回目、平成四年(一九九二年)が第二回目、そして平成二十四年(二〇一二年)は第三回目の原契約締結となります。

## 主要日誌／平成十八年度

- 平成十八年
- 【四月】
- 一日 理事会開催(一回)。互選の結果、会長に喜友名朝昭(再任)、副会長に仲間昌信(再任)我那覇祥義(再任)を選任
  - 一日 監事会開催。互選の結果、代表監事に長嶺善勇(再任)を選任
  - 七日 普天間飛行場のキャンパス・シユワブ沿岸部への移設案問題で、額賀防衛庁長官と島袋名護市長の会談で滑走路をV字型に二本建設することを合意
  - 一九日 正副会長、就任挨拶のため上京(二〇日)
  - 二四日 理事会開催(二回)
  - 二五日 会館建設調査検討委員会開催(十四回)
- 【五月】
- 一日 日米安全保障協議委員会での在日米軍再編最終報告を承認、「再編実施のための日米のロードマップ」の中で嘉手納飛行場以南六施設の全面又は一部返還が検討されることとなる
  - 一日 理事会開催(三回)
  - 一日 在沖米軍再編に関する政府案について防衛庁長官と県知事で「確認書」取り交わす
  - 一八日 決算監査(一九日)
  - 二三日 理事会開催(四回)
  - 二五日 会館建設調査検討委員会開催(十五回)、会長に中間報告を行なう
  - 二九日 第七五回定期総会開催
  - 三〇日 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」閣議決定
- 【六月】
- 五日 県企画部市町村課長と固定資産税について意見交換
  - 二日 理事会開催(五回)
  - 二日 那覇防衛施設局長に平成十九年度賃貸料予算増額措置要請(全役員)
  - 二八日 那覇防衛施設局長に固定資産税について要請
  - 三〇日 大阪航空局那覇空港事務所空港長に平成十九年度賃貸料増額措置要請
  - 三〇日 会館建設調査検討委員会開催(十六回)



# 平成十九年度

# 沖繩関係借料

## 八九一億円

### 前年度比一・〇%増

平成十九年度沖繩借料予算は約八九〇億七、七〇〇万円、前年度当初予算比で、約四億六〇〇万円、〇・五%増となりました。ただ、瀬名波通信施設、読谷補助飛行場、楚辺通信所等の返還による数量減があることなどから、これらを差し引きした場合、前年度とほぼ同額の約八億八、〇〇〇万円増で、前年度単価比では一・〇%増となります。この一・〇%増は全施設に適用されるものではなく、施設周辺の開発状況等によって異なり、具体的な施設毎の単価額は今後、関係当局と各地主会との単価交渉によって決定されることとなります。

土地連においては、この借料増額確保は、最も重要な課題であると位置づけ、結果として平成十九年度の借料額は、前年度同様の一%増に止まりませんでした。

確かに、県内の地価は下落し、政府の財政事情が厳しいことも理解できますが、軍用地主は戦後から今日に至るまで過重ともいえる基地負担を強いられ、また軍用地は駐留軍用地の安定的提供という国策遂行の下、一般の土地と異なり、資本投下などが出来ない土地であります。国は、そのような事情を十分に理解し、借料予算を措置してもらいたいものです。

平成十九年度は、厳しい状況下での「二%確保」ではありましたが、今後も国の財政状況に変わりはなく、借料増額も予算を許しません。役員一同、更なる対策を講じ、対応して参る所存です。

楚辺通信施設の代替施設(金武町)が完成し米軍へ提供されたことにより、読谷補助飛行場(約一九〇・七畝のうち約一三七・七畝は七月末返還済)、楚辺通信所(約五三・四畝)が平成十八年十二月末をもって返還され、一足先の九月末に返還された瀬名波通信施設(約六〇・九畝、一部約〇・二六畝はトリイ通信施設へ統合)を含めて読谷村在の三施設が全面返還されました。

いづれもSACC最終報告による返還となりませんが、当初予定していた時期(平成十二年度末を目途)より大幅に遅れての返還となっております。

読谷補助飛行場の跡地は公共用地と農業用地(農業生産法人へ貸与)として利用されることになっております。楚辺通信所の跡地は一部を農業用地にした住宅用地(区画整理事業)として、瀬名波通信施設の跡地は農業用地を中心として検討されていますが、具体的な跡地利用計画はまだ決まっています。早期の計画策定が大きな課題となっております。

なお、三施設の跡地については那覇防衛施設局によって現状回復作業が進められています。作業の過程で平成十九年二月二十六日、瀬名波通信施設跡地から基準値の一・九倍に達する有害物質(鉛)と油臭汚染土壌が検出されています。有害物質は七月末に返還された読谷補助飛行場でも検出されており、同施設局が詳細調査を行った上で適切に処理していくこととなります。(十二月末に返還された読谷補助飛行場、楚辺通信所での有害物質は認められなかったということです)

したがって、土地の地主への引渡しは、瀬名波通信施設は平成十九年二月末に行なわれましたが、読谷補助飛行場、楚辺通信所についてはまだ行われていません。地上物件の撤去、有害物質の除去作業など現状回復作業が進められているところであり、期日はまだはっきりしていませんが、五月以降にずれ込むことになりそうです。

# 読谷3施設が返還

# SACC最終報告

平成19年12月2日



**瀬名波通信施設**  
アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分(約0.1ヘクタール)は、保持される。



**楚辺通信所**  
アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に返還する。



**読谷補助飛行場**  
パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に返還する。

- 【七月】
  - 三日 ▼ 稲嶺県知事に固定資産税の特例措置について要請
  - 三日 ▼ 仲村衆議院議員に平成十九年度貸付料増額等について要請
  - 四日 ▼ 理事会開催(六回)
  - 七日 ▼ 嘉数衆議院議員に平成十九年度貸付料増額等について要請
  - 二日 ▼ 全役員上京して防衛施設庁等に平成十九年度貸付料増額、固定資産税の特例措置等について要請(一四日)
  - 三日 ▼ 読谷補助飛行場一部返還(約一三七・七畝)
- 【八月】
  - 四日 ▼ 理事会開催(七回)
  - 五日 ▼ 理事会開催(八回)
  - 六日 ▼ 安次富衆議院議員に平成十九年度貸付料増額等について要請
  - 二日 ▼ 全役員上京して防衛施設庁に平成十九年度貸付料増額要請(二三日)
  - 二四日 ▼ 理事会開催(九回)、貸付料概算要求額について前年度単価比「一・〇%増」を決定
- 【九月】
  - 一日 ▼ 会館建設調査検討委員会開催(十七回)
  - 二日 ▼ 理事会開催(十回)
  - 六日 ▼ 安倍内閣発足、沖繩担当大臣に高市早苗氏、防衛庁長官に久間章生氏就任
  - 三〇日 ▼ 瀬名波通信施設全部返還(約六〇・九畝、残余の約〇・二六畝はトリイ通信施設に編入)
- 【十月】
  - 一日 ▼ 臨時総会開催
  - 七日 ▼ 正副会長、位置境界問題、給付金問題、固定資産税問題要請のため上京(一九日)
  - 二七日 ▼ 理事会開催(十一回)
  - 三一日 ▼ 会館建設調査検討委員会開催(十八回)
  - 三一日 ▼ 嘉手納弾薬庫地区一部返還(約五八・四畝、陸上自衛隊が大部分継続使用)
- 【十一月】
  - 七日 ▼ 理事会開催(十二回)
  - 九日 ▼ 読谷村地主会、北谷町地主会へ返還跡地助成金を交付
  - 九日 ▼ 任期満了に伴う沖繩県知事選挙の結果、仲井真弘多氏初当選

# 固定資産税の特例措置要請

沖繩県における軍用地等の固定資産評価については、これまで軍用地等の賃貸料を基礎に評価が行われていたが、平成十八年度からは固定資産税の均衡を図るとして、多くの基地関係市町村が民間地と同様な鑑定評価を採用しました。また、このことと相まって地方税法の改正も行われたことから、軍用地等の固定資産税が約二倍から七倍と急騰しました。

土地連では、このような急激な負担増は地主の生活設計にも影響を及ぼすとして、これまで沖繩県、関係市町村並びに国会議員へ機会ある毎に要請を行ってきました。要請の趣旨は、「沖繩県における軍用地は歴史的経緯などから特殊な事情下に置かれており、土地であることから、そのことを斟酌して従前のような緩やかな負担となる特例措置を講じていただきたい」と

のことで、これを強く訴えてきました。しかし、この要請に対し管轄省庁は、「税の制度上、特殊な土地だからということでは特別というわけにはいかない」と、厳しい姿勢を示しています。いづれにしても関係地主の負担軽減を図ることは重要であり、関係者の協力を得ながら今後関係機関等へ粘り強く訴えていきたいと思います。

# 返還跡地助成金 「読谷」北谷地主会へ交付

土地連は、平成十八年十一月九日に読谷村地主会と北谷町地主会へ「返還跡地助成金」を交付しました。この助成金は、平成十六年に設置された「沖縄県軍用地等地主会連合会返還跡地助成金交付規程」(平成十六年九月十三日施行)に基づくもので、市町村地主会の返還跡地にかかわる対策を支援することにより、返還跡地の円滑な利用が促進されることを目的として交付されるものです。

対象となった返還跡地は、読谷村は平成十一年三月二十五日に返還された嘉手納弾薬庫地区(国道五八号沿東側)で、返還面積二八九、九二九㎡、地主数一九二人。北谷町は平成十五年三月三十一日に返還されたキャンプ桑江(北側部分)等で、返還面積三九五、〇〇〇㎡、地主数三四一人。現在、両地区とも土地区画整理事業を進めている段階ですが、返還跡地から使用・収益を得るためにも早期に意思集約等を図り、完了していただきたいと思ひます。

「跡地利用を進めるには、関係地主の意思集約が最も重要であるので、そのための予算として活用していただきたい」と述べました。



屋良読谷村地主会長へ交付

# 沖縄県国際交流・人材育成財団、社会福祉協議会へ寄付



関係団体へ交付

平成十八年十二月十二日、土地連会館会議室に沖縄県国際交流・人材育成財団、沖縄県社会福祉協議会、国頭村・伊江村・沖繩市・嘉手納町・那覇市の社会福祉協議会を招き、総額三〇〇万円の寄付をしました。

この寄付は、土地連が公益法人ということもあり、毎年予算計上していただきますが、「沖縄県の次代を担う有為な人材の育成に寄与するため」と、「地域の人々が住み慣れた街で安心して生活することの出来る『福祉のまちづくり』の実現をめざしたさまざまな活動」に役立てていただきたいとして実施しているものです。県国際交流・人材育成財団には今回を含めて計七回、一、一〇〇万円になりました。同財団内には「土地連会奨学基金」が創設され、沖縄県の将来を担う人づくりのために活用されています。県社会福祉協議会にはこれまで、車椅子を寄贈していましたが今回は寄付を行いました。市町村社会福祉協議会への寄付は初めてです。

## 個人情報保護の取扱いについて

平成17年4月1日全面施行

<基本方針>

当連合会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律の規定にしたがって、個人情報の安全管理に務め、必要な保護措置を講じたくて取り扱っていくことといたします。

- 1 個人情報の収集
 

当連合会の目的達成及び事業活動を推進するため、以下の個人情報を収集します。

  - ・氏名、住所、電話番号、生年月日、職業、地主会名等
- 2 個人情報の利用目的
  - (1)「土地連会報」及び通知書等の郵送のため
  - (2)共済事業に係る会員管理及び金融機関への共済金融融資あっせん等円滑な事務手続きを行うため
  - (3)賃貸料の請求・受領及び支払のため
- 3 個人情報の第三者への提供
  - (1)提供する第三者の範囲
 

市町村地主会及び金融機関
  - (2)第三者への提供内容
 

上記1のとおり

※個人情報、事業活動の範囲を超えて収集し利用しません。  
 ※会員は本人の個人情報に関する開示、訂正等を希望の場合には、それに対し当会は利用目的に支障のない範囲内において対応いたします。

## 土地連共済会会員加入受付中!!

### 共済金融融資申込随時受付

この融資制度は、軍用地等地主の生活の安定と福利の増進に寄与することを目的とした制度で、軍用地等地主の必要な資金確保の円滑化を図るための長期で低利の融資となっております。なお、当連合会及び各地主会は「融資あっせん」の手続き業務を行なうこととなりますが、融資貸付けの最終的な決定は各金融機関になります。

- 融資対象
 

土地連共済会会員又はその配偶者及び一親等の続柄の者(重複貸付は認めない)。
- 融資申込手続
 

各地主会の窓口にて随時受け付けておりますが、新しく会員として加入される方は「共済拠出金」を拠出していただくことになります。

1 融資限度	最高額1,000万円
2 期間	15年以内
3 利率	長期プライムレート適用+α(年2回金利見直し)
4 担保	当該軍用地及びその他
5 保証人	原則として不要
6 償還方法	月賦払・半年賦払・年賦払

※融資実行の際は借入額の1,000分の1.5(融資事務取扱手数料)を徴収します。  
 ※詳しくは各所属地主会、又は連合会(098)868-6270にお問い合わせ下さい。

- 融資あっせん申込みから融資実行まで約14日から2ヵ月半の期間を要します。

<取扱金融機関>

◎琉球銀行 ◎沖縄銀行 ◎沖縄海邦銀行 ◎コザ信用金庫 ◎沖縄県農業協同組合

- 三〇日▼会館建設調査検討委員会開催(十九回)
- 【十二月】
- 八日▼沖縄県企業局に平成十九年度貸付料増額要請
- 一二日▼沖縄県国際交流・人材育成財団、沖縄県社会福祉協議会等へ寄付
- 一五日▼防衛省昇格関連法案、参院本会議で可決成立
- 一九日▼会館建設調査検討委員会開催(二十回)
- 二〇日▼正副会長、平成十九年度政府予算財務省内示に向けて上京(二二日)
- 平成十九年度一般借料予算額約八九一億円確保(一・〇増)
- 三一日▼楚辺通信所(約五三・四ハシ)、読谷補助飛行場(約五三ハシ)全部返還
- 平成十九年
- 【二月】
- 九日▼防衛省発足
- 二〇日▼仲村衆議院議員と当面する軍用地問題について意見交換
- 二六日▼理事会開催(十三回)
- 二六日▼新年交歓会
- 三〇日▼キャンプ桑江北側跡地から、磁気探査中に重機の土台部分と見られるキヤタピラ(高さ約一・二層、幅約二層、長さ約二・六層)発見される
- 【二月】
- 五日▼業務監査
- 九日▼閣議で「在日米軍再編特別措置法案」を決定し、国会に提出
- 一四日▼理事会開催(十四回)
- 一七日▼スアルス戦闘機F22Aラプター、嘉手納飛行場に初飛来
- 二六日▼昨年九月末に返還された瀬名波通信施設跡地から基準値の一・九倍に当る鉛と油臭土壌が検出される
- 二七日▼理事会開催(十五回)
- 二八日▼会館建設調査検討委員会開催(二十一回)
- 【三月】
- 一三日▼会館建設調査検討委員会開催(二十二回)
- 一回、会長に中間報告を行なう
- 一六日▼理事会開催(十六回)
- 二八日▼第七六回定期総会開催